



EAnetwork

当ニュースレターは、株式会社アースアプレイザルより、最新のニュースと解説を定期的にお届けしています。このEAnetworkは弊社HPより配信のご登録を行われた方、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方、及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。

ニュースレターの送付には、お客様から頂戴したお名刺やお申し込みになった電子メールに記載されたお客様の個人情報を利用してあります。弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人情報の利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが最終ページにチェック、ご記入の上FAXにてご返送、またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

今回のコラムは土対法改正のポイント(その6)とシリーズ・地下水と水にまつわる最近の話題からお送りいたします。

☆事業会社に向けた改正土壤汚染対策法セミナーが開催されます☆

アースアプレイザルは、日経BP社「ケンプラッツ」様主催の「[改正土壤汚染対策法セミナー](#)」に協賛し、講演します。当セミナーは、いよいよ今年4月に施行される「改正土壤汚染対策法」に事業会社がどのように対応していかなければならないかをテーマにしたものです。

当社は、当セミナーの趣旨に賛同し当社の川上が、「土壤汚染のリスクの位置づけと現実」と題し、当社業務の実例を紹介し、土壤汚染対策法の改正後のコストミニマイズした対応法について検討する講演をいたします。

是非お誘い合わせの上、当社講演へお越しくださいますようお願い申し上げます。

日時 2010年3月18日(木) 13:00~16:40 開場 12:45
(当社川上の講演 15:10~15:45)

会場 都道府県会館 101 大会議室 千代田区平河町 2-6-3

当社講演タイトル [土壤汚染のリスクの位置づけと現実](#)

当社講演者 環境コンサルティング事業部次長 理学博士
[川上 俊介](#)

当社講演内容 『土壤汚染』と言うコトバを聞くと必要以上に不安になったりしてはいないでしょうか? 「敵を知り、己をれば、百戦危うからず。」と言われるように、先ず、その問題のもつ意味と位置づけを把握することこそ、磐石な経営や対策・対応に繋がります。本講演では、当社業務の実例を紹介し、土壤汚染対策法の改正後のコストミニマイズした対応法について検討します。

主催 [ケンプラッツ](#)

協力 日経不動産マーケット情報 Tech-On!

入場料 無料(事前登録制)

お申込方法 下のリンク先(改正土壤汚染対策法セミナーの告知サイト)の「お申込みはこちら」にて、お申込み下さい。

<http://ac.nikkeibp.co.jp/kp/kdot/>

☆ Environmental column ☆

土対法改正のポイント - その6 〈罰則について〉

今回は、指定調査機関について記述した。主な改正点は、5年毎の更新制を導入したこと、技術管理者の設置が義務付けられ、その職務として従事者の監督を明記されたこと、などがある。指定調査機関の実態として、全く経験のない機関が30%、元請の経験がない機関が42%であり、一方、元請のみの経験しかない機関は6.6%、比較的実績の多い指定調査機関は18.8%であった。つまり、適切な指定調査機関は約1,600社の内、20%に達しない。単に登録をただけの指定調査機関が30%に達するという実態が明らかになった。

6. 罰則

今回の土壤汚染対策法の改正において、著しい変更点の一つに罰則規程が大幅に増えたことがある。現行法では第 38 条から第 42 条において、10 の条項に対して罰則が設けられているが、改正法では第 65 条から第 69 条において、45 条項に対する罰則が規定された。現行法における罰則の対象を、以下に示す。

- ・ 土壤汚染状況調査の報告命令に違反した場合（現行法第 3 条、第 4 条、以下は現行法の条項）
- ・ 措置命令に違反した場合（第 7 条）
- ・ 土地の形質変更の届出及び計画変更命令に違反した場合（第 9 条 1 項～4 項）
- ・ 指定支援法人の秘密保持義務に違反した場合（第 26 条）
- ・ 環境大臣又は都道府県知事が要求する報告及び検査を拒否した場合（第 29 条 1 項、同 3 項）

改正法で追加された罰則の対象は、以下のとおりである（斜文字が新たな改正法の項目）

- ・ 土壤汚染状況調査に関する届出及び命令の違反（改正法第 3 条 4 項、第 4 条 1 項、同 2 項、以下は改正法の条項）、
- ・ 要措置区域内の形質変更違反（第 9 条）、
- ・ 汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令違反（第 16 条 1 項～4 項）
- ・ 運搬に関する基準違反（第 17 条）
- ・ 汚染土壤の処理の委託義務違反（第 18 条 1 項）
- ・ 汚染土壤搬出時の措置命令違反（第 19 条）
- ・ 管理票の交付、送付、回付、返送、保存、届出、等の義務違反（第 20 条 1 項、同 3 項前段・後段、同 3 項～8 項）
- ・ 虚偽の管理票の交付等の禁止（第 21 条 1 項～3 項）
- ・ 汚染土壤処理業の許可、委託禁止、記録保存、などの違反（第 22 条 1 項、同 7 項～8 項）
- ・ 汚染土壤処理業の変更の許可、届出、休止等の届出、などの違反（第 23 条 1 項、同 3 項～4 項）
- ・ 汚染土壤処理業者への改善命令違反（第 24 条）
- ・ 汚染土壤処理業者の許可取消し等の違反（第 25 条）
- ・ 汚染土壤処理業者の名義貸しの禁止違反（第 26 条）
- ・ 汚染土壤処理業者の許可取消し等の場合の措置義務違反（第 27 条 2 項）
- ・ 指定調査機関の業務の廃止の届出義務違反（第 40 条）
- ・ 環境大臣又は都道府県知事が要求する汚染土壤の搬出あるいは処理に関する報告及び検査を拒否した場合（第 54 条 3 項、同 4 項）

上記にあるように、新たな罰則の対象となった主な項目は、汚染土壤の搬出時に関するもの、搬出を管理する管理票に関するもの、汚染土壤処理業に関するものに分類できる。この点からも現在広く行なわれている掘削除去に問題が多かったことが読み取れる。特に、管理票については、現行法に伴う環境省からの施行通知（環水土第 25 号、平成 15 年 2 月 14 日）において、搬出汚染土管理票の厳正な運用を指導している。しかし、今回の改正で法律に導入されたことは、施行通知が適正に運用されていなかったことを証明している。

つまり、掘削後において適正な措置が実行されていなかったために、搬出、運搬、処理を制度化することによる管理体制を強化しなくてはならなかった、というのが実態ではないだろうか。突出して実績が多い掘削除去においてこのような実態であることが、わが国の土壌汚染への取組みの大きな問題である。

アースアプレイザル 技術顧問 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）

☆地下水と水にまつわる最近の話題から☆

(2) 水は地球上でどのように存在しているのか？(その5)

(2)－5 自然界の水循環と人為的水循環(1)

前回まで、現在の気候・地質環境・生態系下での、降水・蒸発散・地表&地下流動の3つの動態(水の移動形態)を基調とした物理的な水循環について解説した。これは狭義の自然界の水循環で、広義の自然界の水循環は、図-6に示すように、これに『地球変動・気候変動』と『多様な生物の進化・衰退』との相互関係が加わって成立している。更に、人類の生存によって生じる人為的な水循環も加わり、地球上での現在の水循環は、広義の自然界の水循環と人為的水循環との相互関係のもとに成立していることになる。

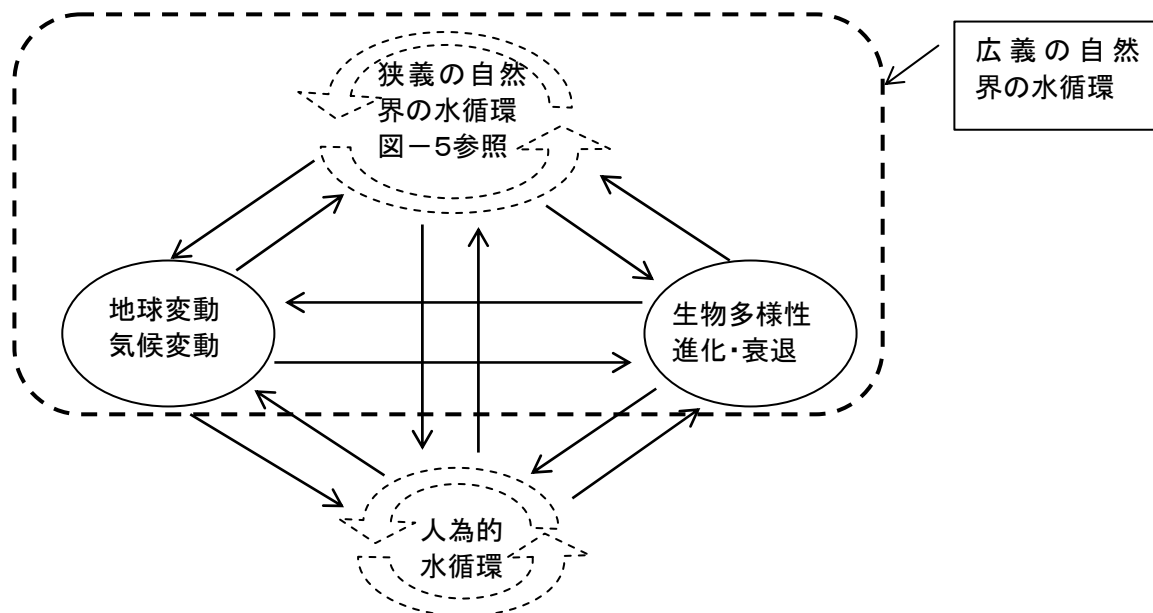


図-6 狭義・広義の自然界の水循環と人為的水循環等との相互関係概念図

これら本来は地球全体もしくは流域単位で成立している狭義・広義の自然界の水循環の中の特定の複数のエリアに着目してみると、異なるエリア間では水の豊富な地域と水の少ない地域といった具合に、水環境において多様な地域形態が創出されている。即ち、水循環系によって、そのエリアの地域特性に見合った継続かつ持続的な水配分供給システムが形成されている。どのような山地でも水が流下し続けているからといって、永遠に水が枯れてしまうということはなく、必ず降雨によって補給される。一方、海洋に水が集まるからといって、海洋が水で溢れる(海面上昇し続ける)

ことはない。地球全体もしくは流域単位では、必ず水の供給と流出のバランスはとれているが、全体で収支が合ったからといって健全とは言えないことに留意する必要がある。

一方、この水循環に伴うエリアごとの水配分の差によってエリアごとに多様な水環境が創出され、多様な環境機能を発揮し、人類にとっては資源ともなる。この多様な水環境がその他気候条件等の多様な自然環境も含めて、生物多様性の重要な生育基盤を形成している。生物多様性にとって、個々の生育基盤の要件を満たす最適な水環境の保持は欠かせなくなっている。

環境基本法に基づく環境基本計画において、環境保全上の健全な水循環の確保が謳われているが、ここで言う健全とは、個々のエリアごとの水収支が維持(サステナビリティ)され、それに伴い多様な水環境機能が維持され、生物多様性の生育基盤も維持される状態を指している。

人類期において、特に近年、人為的水循環と自然界の水循環との不整合は著しく、生物多様性の観点から見たエリアごとの水循環の健全性が損なわれている地域が多く見られるようになった。

ここで問題なのはエリアの範囲と検討時間単位の考え方と決め方である。水循環を考える際に、エリアを広く時間を長くとれば、水収支は必ず帳尻が合ってしまう。人間の地球上での生存領域を踏まえ、水循環検討のエリアと期間をどのように決めて評価するか、水循環の健全性とは倫理感とその時代の技術力、社会環境に基づく合意形成で決めざるを得ないのが実情である。

《この項、次回に続く》

アースアプレイザル 技術顧問 中村 裕昭〔技術士：建設部門〕

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染・アスベストに関するご質問など、お気軽にFax またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。配信方法につきまして、FAX配信からメールリストでの配信へ変更をご希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

株式会社アースアプレイザル
編集者：伊藤祥子
TEL: 03-5298-2151
FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メールリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル・山京ビルマネジメント・レックス（北海道）、EFA ラボラトリーズ、ジオネット・オンライン、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・リサイクルワン・協和地下開発（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、アースアプレイザルGF（大阪）、三協エンジニア（奈良）、エイト日本技術開発（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、東建工業・アースアプレイザル九州（福岡）、三矢エンジニアリング（沖縄）
海外：Forensic Analytical/Golder Associates Inc./Tetra Tech EM Inc.